

平成30年9月28日(金) 判決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(水俣病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する 処分年月日
1	新潟市	新潟市の女性	平23.7.14	水俣病 認定	却下 処分庁は、請求人に対し、東京高等裁判所の確定判決(平成28年(行コ)第259号事件)に基づき、同29年12月14日付けで法第4条第2項及び第3項の規定による認定を行った。これにより、原処分の取消しを求める不服審査請求の利益はなくなった。よって、本件に適用される改正前行政不服審査法第40条第1項に基づき却下する。	審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。	平21.2.18	平23.3.25 平23.4.26 平23.6.21
2	新潟市	新潟市の男性	平23.7.10	水俣病 認定	却下 処分庁は、請求人に対し、東京高等裁判所の確定判決(平成28年(行コ)第259号事件)に基づき、同29年12月14日付けで法第4条第2項及び第3項の規定による認定を行った。これにより、原処分の取消しを求める不服審査請求の利益はなくなった。よって、本件に適用される改正前行政不服審査法第40条第1項に基づき却下する。	審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。	平19.6.20	平23.3.25 平23.5.20 平23.6.21
3	新潟市	新潟市の女性	平24.5.6	水俣病 認定	却下 処分庁は、請求人に対し、東京高等裁判所の確定判決(平成28年(行コ)第259号事件)に基づき、同29年12月14日付けで法第4条第2項及び第3項の規定による認定を行った。これにより、原処分の取消しを求める不服審査請求の利益はなくなった。よって、本件に適用される改正前行政不服審査法第40条第1項に基づき却下する。	審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。	平21.9.25	平23.12.28 平24.2.23 平24.4.9

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（大気系疾病）

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁判の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1	大阪市	京都府南丹市の女性	平26.4.17	気管支ぜん息 遺族補償費	<p>棄却</p> <p>1 公健法第30条第1項本文の「被認定者によって生計を維持していた」こと（以下「生計維持要件」という。）の意味について 「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について」（環企第587号 環境省総合環境政策局環境保健部長通知。以下「587号通知」という。）は、生計維持要件につき「被認定者等の収入によって日常の消費生活活動の全部又は一部を営んでおり、被認定者等の収入が無ければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態である者」をいうとし、「被認定者等の収入が無ければ、通常の生活水準を維持することができないかどうかは、当該地域における収入・家族構成等の事情が類似する一般人の標準的な消費生活と被認定者等の家計収支とを比較して判断するものであること。」としている。当審査会においても、この考え方に基いて判断する。</p> <p>2 請求人の生計維持要件に関する主張について 請求人は、被認定者の死亡後の平成24年分の世帯収入を規準に生計維持要件を判断すべきである旨主張する。しかし、同法条は「被認定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によって生計を維持していたもの」と規定しているから請求人の主張は採用できない。また、請求人は、その配偶者が被認定者の付添い、葬儀法要の対応等で体調を崩して就労不能となって請求人世帯の収入が激減した実態を踏まえて補償の可否を判断すべきだと主張する。しかし、付添いに関する費用は、介護加算額として最も重度の障害の程度に該当する場合に障害補償費に合算して支給される性質のもので（公健法第26条第1項）、遺族補償費に関して考慮されるべきものではない。また、被認定者の死亡後に請求人の配偶者が就労不能となったこと等は、同配偶者に生じた間接損害についての主張であると考えられるが、遺族補償費の性質は民事責任を踏まえた損害賠償であり、一般の損害賠償理論に照らし、上記間接損害が指定疾病に起因した被認定者の死亡によるもの相当因果関係を認めることは困難であるから、同損害を公害補償費の支給の可否の判断において考慮することは不当である。 また、請求人は、生計維持要件は「所得金額」で判断すべきだとし、請求人の夫の平成24年度（平成23年中）の所得合計額、課税総所得額によれば、処分庁の基準によっても生計維持が認められると主張する。しかし、給与所得及び課税総所得は、所得税法上相当と認められる経費支出等を収入から控除した後の金額であるから、一般人の標準的な消費生活に関する指標とすることはできない。また、同法上の控除額は、課税額をいくらとするのが相当かという税法上の観点から定型的に算定された金額であって、世帯の現実の生計状況を反映したものとはいえない。以上から、給与所得又は課税総所得に基づいて生計維持要件を判断することは不当でない。</p> <p>3 処分庁の処理基準について 処分庁は、「一般人の標準的な消費生活」の目安の算出において、総理府統計局（当時）の家計調査の結果と、厚生省（当時）の被保護者生活実態調査の結果とを対比して算出した格差（約60%）を用い、被認定者の死亡当時の世帯状況から生活保護における規準生活費を算出し、これに上記格差相当分約60%で割戻しをした額をその世帯における一般の生活水準額（以下「一般の生活水準額」という。）とし、被認定者の死亡当時の世帯の収入がこれを下回る場合に生計維持を認めるとしている。 この算定方法のうち、一般の生活水準額については統計上の実態に基づいた現実的なものであり、また、587号通知の趣旨にも沿っているといえるから、合理性を認めることができる。しかしながら、世帯収入そのものを一般の生活水準額と比較し、これを下回る場合に生計維持を認めることには問題がある。すなわち、一般の生活水準額は一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯について消費に支出する費用を対比して算出した格差が用いられており、また、生活保護における規準生活費には公租公課等は含まれていない。そうすると、被認定者の世帯収入については、世帯収入から少なくとも公租公課を控除した残額が一般の生活水準額を下回っていないかどうかの観点から検討し、これを下回る場合に生計維持を認めるのが相当である。この点について処分庁の算定方法は不当である。 そこで、上記残額を一般の生活水準額と対比する手法で検討すると、請求人の配偶者の収入から公租公課を差し引いた残額は処分庁が上記算定方法によって算出した「一般人の標準的な消費生活」の目安である金額を下回らないから、生計維持要件は満たさない。</p> <p>4 遺族補償費請求に関する手続きについて 請求人は、遺族補償費請求に関する処分庁の手続きに不備があるなどと主張するが、その主張に係る不備は認められない。</p> <p>5 結論 よって、原処分は結論において相当であり、これを取り消す必要はないから、本件審査請求を棄却する。</p>	<p>審査請求人は、被認定死亡者の娘。審査請求人は、被認定死亡者の遺族補償費の支給を求めて申請。</p>	平25.9.4	平25.12.26 平26.2.12 平26.3.18

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府東大阪市の女性	平29.6.4	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺  認定	棄却 著しい呼吸機能障害、職歴から大量の石綿ばく露の可能性は認められるが、放射線画像所見は、特発性上葉優位型肺線維症を示唆するもので、石綿肺に特徴的な所見は認められない。よって、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と認められないとした原処分を相当とする。	審査請求人は審査請求前死亡者の妻。審査請求人は、審査請求前死亡者が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に患し、これに起因して死亡したとして申請。	平29.1.24	平29.3.31
2	独立行政法人環境再生保全機構	横浜市の女性	平29.11.9	中皮腫  救済給付調整金	棄却 救済給付調整金制度は、法施行前に死亡した施行前死亡者に対し、国が特別に弔意を表明し、その遺族に対し給付する特別遺族弔慰金制度を基に定められたもので、他制度の遺族補償費のように逸失利益や生活保障を踏まえた遺族給付とは性格が異なり、個々の遺族の事情を斟酌することなく画一的に算定されるものである。本件における救済給付調整金支給決定処分については、手続上の問題は見当たらず、内容についても適法と認められる。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は被認定死亡者の妻。審査請求人は、被認定死亡者が、中皮腫に患し死亡したため給付された救済給付調整金が未支給の医療費等により減額されたことに不服として申請。	平29.6.10	平29.9.6